

審査基準及び標準処理期間

| | |
|------|----------------|
| 所属名 | 建設交通部都市計画課公園担当 |
| 内線番号 | 5272 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------|---|
| ① | 処分名 | 公園施設等の使用承認 |
| ② | 法令名 | 京都府立都市公園条例 |
| ③ | 法令番号 | 昭和33年京都府条例第16号 |
| ④ | 根拠条項 | 第5条 |
| ⑤ | 処分権者 | 京都府知事(委任先: 土木事務所長)、指定管理者 |
| ⑥ | 法令の定め | <p>第5条 公園施設で別表の1に掲げるもの及び附属設備を使用しようとする者は、指定管理者(京都府立嵐山東公園又は京都府立鴨川公園を使用しようとする場合及び使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条及び次条において同じ。)の承認(以下「使用の承認」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。</p> <p>3 指定管理者は、公園施設で別表の1に掲げるもの及び附属設備の管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。</p> |
| ⑦ | 審査基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都府立都市公園条例第3条 ・京都府立都市公園条例第7条 <p style="text-align: center;">(<その他運用基準> 京都府の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための使用 手続に関するガイドライン)</p> |
| ⑧ | 経由機関名 | |
| ⑨ | 協議機関名 | |
| ⑩ | 標準処理期間 | (⑪合計期間) 14日 |
| | 経由期間 | |
| | 協議機関 | |
| | 当該処分機関 | |
| ⑫ | 問合せ | 都市計画課(075-414-5272) |
| ⑬ | 備考 | |